

《 倶知安町バリアフリー住宅改修補助金について 》

【目的】

在宅の高齢者等が安心して住み続けられる住まい造り及び住環境の向上を図るため、既存住宅をバリアフリー化するための改修工事に要する費用の一部を補助することを目的とする。

【補助の対象】

補助の対象者は、以下の要件すべてに該当する方です。

- (1) 本町に住民登録をしていること
- (2) 補助対象者が改修工事を行う住宅に現に居住しているか又は改修工事後に直ちに居住することが確実であること
- (3) 補助対象者及び同一世帯に属する者全員が町税を滞納していないこと
- (4) 改修工事の施工業者は、本町を営業の拠点として事務所等を有し建設業を営む者で、かつ、自ら改築工事を当該事業所等において施工する業者とする
- (5) 65才以上の高齢者、身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは左記対象者と同居又は同居を予定している者

【補助対象となる工事】

補助の対象となる住宅の改修工事の種類は次に掲げるものとする。

(1) 手摺の設置	下地のみは対象外
(2) 床等の段差の解消	居室間及び日常的に使用するトイレ・洗面脱衣室等※1の床段差の解消、開口部の敷居の撤去
(3) ドア等の取替	開き戸から引戸への変更※2
(4) 高齢者対応型浴室への変更	BL型式認定証の写し又はそれに準じた浴室※3
(5) 昇降機の設置	住宅E V、階段昇降機
(6) 屋外スロープ設置	①介添え者が車いすで使用するスロープの勾配は 1/8 以上 ②自力で車いすで使用するスロープの勾配 1/12 以上、手すりも併せて設置（両側）、コンクリートなどの滑らない床を設けること。
(7) 滑り防止	玄関及びアプローチ床の滑り防止対策のみ適用、手摺が無い場合は、手摺も併せて設置すること。
(9) 上記に掲げる工事に付帯する工事	(1) 手すり設置の為の下地や壁の設置 (2) 段差解消に伴う床の解体撤去、新設床組 (3) ドア取替に伴う枠及び壁の撤去新設 (5) E V…昇降路を確保する為の工事及びその取合い ※取合い部のみ 昇降機…昇降を確保するための工事及びその取合い ※取合い部のみ (6) 手すりは基本は両側に設置、片側設置する場合それに代わる壁を設けること 共通：既存撤去再設置の場合、再設置は現況と同程度の仕様とする

【補助金の額】

対象となる改修工事費の2/10に相当する額で、50万円を限度（1,000円未満の端数切捨て）とします。ただし、以下の補助金の支給対象の改修費部分については、要綱の対象としません。

- (1) 介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費の支給対象工事
- (2) 障がい者自立支援法に基づく住宅改修費の支給対象工事
- (3) 町、国、道その他公共団体からの工事資金の補助金、交付金、補償費等の対象工事
- (4) 補助金の交付は、同一の住宅に対して、1回とします。

注

※1 この場合の基準床は居室と一体の床高さにすること

※2 トイレや浴室等へ移動する為の動線の最小化を確保するためのドア（引戸）を新たに設置する場合は補助対象とする。（この場合の補助対象は、建具のみとする。）

※3 BL 製品（長寿社会対応型）と同等の扱いは、以下の全ての項目に合致すること

① 3 か所手すり（入口、姿勢維持、浴槽出入り（兼用））（住宅性能表示-等級3）

② 出入口の段差は20mm以下の単純段差又は浴室内外高低差120mm以下（住宅性能表示-等級3）

③ 浴室広さ：短辺方向1300mm以上、2.0㎡以上（住宅性能表示-等級3）

④ 出入り口の幅600mm以上（住宅性能表示-等級3）

⑤ 床表面は微細な凹凸で、滑りにくい

⑥ 壁付兼用サーモ式シャワー水栓の設置

⑦ 出入口の段差は20mm以下の単純段差が確保できない場合、上記の他に浴室内外高低差120mm以下、かつ180mm以下のまたぎ高さ、かつ脱衣室側に浴室との出入りの為の手すりを設置したもの。（住宅性能表示-等級2）